

8. 公認指導員資格規程

2013年4月1日
規 第 8 号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）資格認定規程に関するバトントワーリング公認指導員資格に必要な事項を定める。

(指導員の理念)

第2条 バトントワーリング公認指導員は、行動規範規程の理念に基づき、構成員の尊厳を尊重し、安全かつ効果的な指導を行うとともに、指導技術の段階的なレベルアップと、構成員にとって模範となる人格形成を図るものとする。

(資格の種類及び受験資格)

第3条 協会が認定するバトントワーリング公認指導員資格の種類及び受験資格は、次の通りとする。ただし、当該実施年度内にその年齢に達する者はその限りではない。

- (1) 公認1級指導員（C1：コーチ1）個人会員または構成員であり、18歳以上の者
- (2) 公認2級指導員（C2：コーチ2）公認1級指導員資格を有し、19歳以上の者
- (3) 公認3級指導員（C3：コーチ3）公認2級指導員資格を有し、20歳以上の者
- (4) 公認4級指導員（C4：コーチ4）公認3級指導員資格を有し、22歳以上の者
- (5) 公認5級指導員（C5：コーチ5）公認4級指導員資格を有し、24歳以上の者

(指導員の権利)

第4条 バトントワーリング公認指導員資格を有する者は、その資格に応じて次の権利を有する。

- (1) 構成員へのバトントワーリングの指導
- (2) 協会が主催する事業における構成員の引率
- (3) 別表1に定める講師・検定
- (4) 別表2に定めるすべての審査・審判
- (5) 協会が所有する資料および音源の使用

2 旧規程による資格を有する者は、本規程の施行後も、第13条に定める移行期間内（2030年3月31日まで）に限り、従前の資格に基づきこれまでと同等の権利を保有し、これを行使できるものとする。

(認定方法)

第5条 バトントワーリング公認指導員資格は、以下の全てを満たした者を認定する。

- (1) 別表3に定める全ての研修科目を修了すること（1単位60分）
- (2) 別表4に定める全ての試験科目に合格すること
- (3) 所定の認定料を納入すること。

2 認定手続きの期間は以下の通りとする。手続きを終えなかった場合、合格は取消となり、認定の権利を失うものとする。

- (1) 研修会の開催が4月から12月の場合は、当該年度内
- (2) 研修会の開催が1月から3月の場合は、翌年度内

(法人が管理監督する指導者の指導及び引率の特例)

第6条 第4条の指導員の権利にかかわらず、法人格を有する組織（学校団体を含む）において別途定められている場合に限り、当協会における指導の範囲と引率する大会の内容等を十分に理解した上で、その組織に所属する者が指導および引率を行うことができる。この場合において、指導および引率に関する管理監督責任は当該法人格を有する組織が負い、その責任のすべては当該組織に帰属するものとする。

(検定料及び認定料)

第7条 検定料及び認定料の額は、別表5に定める通りとする。

(権利の停止)

第8条 バトントワリング公認指導員の資格は、協会の会員である限り失効しない。

ただし、以下に該当する場合、第4条に定める指導員の権利は停止される。

- (1) 前年度または当該年度に、資格取得研修会または検定員研修会を受講していない者
- (2) 会員処分規程に基づき会員資格が停止された者
- 2 権利が停止された者が、当該年度中に資格取得研修会または検定員研修会を受講した場合、その権利は回復する。ただし会員資格の停止期間中はその限りではない。

(公認資格認定員)

第9条 バトントワリング公認指導員の資格認定は、協会が認定する公認資格認定員が行う。公認資格認定員（M1）は、委員会規程に定める資格認定委員長が候補者を理事会に提案し、理事会の承認を得て理事長が選任する。

- 2 資格認定委員長は、認定統括として検定に関わる全ての業務を統括する。
- 3 公認資格認定員の講師及び検定の範囲は別表1に定める。

(検定の実施条件)

第10条 バトントワリング公認指導員の資格取得のための検定は、以下の条件を満たす。

研修会において実施するものとする。

- (1) 協会が指定する研修会であること。
- (2) 検定を行う研修会には、必ず公認資格認定員が1名以上配置されること。
- (3) 別表1に定める該当の指導員資格を有する2名以上の検定員によって行うこと。

(検定の合格条件)

第11条 バトントワリング公認指導員の資格取得のための検定の合格基準は、以下の全てを満たすこととする。

- (1) 全ての検定内容を、2名以上の検定員が検定すること。
- (2) 全ての検定内容において、検定員の平均点が85点以上であること。

(追認試験)

第12条 指導ライセンス検定試験において、公認5級指導員、公認4級指導員、公認3級指導員、公認2級指導員の検定全科目の内1科目が不合格となった場合、協会が指定する追認試験を受講日より2年以内の期間で1回受験することができる。

- 2 追認試験の検定員、実施方法及び合格基準は、第10条及び第11条の定に準ずる。
- 3 事情により前項の追認試験を受験できない場合は、その事由を理事長に申請（疾病の

場合は診断書を添付) し、理事長の承認を得て期限を延長することができる。

(資格移行に伴う研修)

第13条 本規程施行前に本協会が認定した資格を有する者は、2026年6月1日から2030年3月31日までの間に、「資格移行に伴う達」に定める移行研修を受講することで、本規程に基づく資格を取得することができる。

2 2026年度中に移行研修を修了した者の新資格認定日は、本規程の施行日(2027年4月1日)とする。

3 前項の資格移行に伴う検定料および認定料については、第7条および別表5の定めにかかわらず、別に定める「資格移行に関する達」の通りとする。

(審査員委嘱の特例)

第14条 第4条の指導員の権利にかかわらず、専門的な知識または技能を有する者で、理事会が適当と認めた場合は、バトントワーリング公認指導員の資格を有しない者であっても、審査員を委嘱することができる。

(規程の変更)

第15条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2013年4月1日より施行する。

この規程は、2014年2月24日から変更し同日より施行する。

この規程は、2017年10月25日から変更し同日より施行する。

この規程は、2021年4月30日から変更し同日より施行する。

この規程は、2022年12月1日から変更し同日より施行する。

この規程は、2023年6月28日から変更し同日より施行する。

この規程は、2027年4月1日から変更し同日より施行する。

2 第13条(資格移行)に関する規程、およびこれに付随する「資格移行に関する達」の適用については、本規程の施行日にかかわらず、2026年6月1日より先行して実施できるものとする。

講師・検定 別表 1

内容		講師・検定													
認定資格		バトントワーリング公認指導員資格					バトントワーリング技能認定資格							全国共通規定演技	
名称	略号	C5	C4	C3	C2	C1	G7	G6	G5	G4	G3	G2	G1	中・上	入・初
公認 1 級指導員	C1	×	×	×	×	×	×	×	×	△3	△3	△3	△3	×	△3
公認 2 級指導員	C2	×	×	×	×	×	×	△2	△2	△2	△2	△2	△2	△2	△2
公認 3 級指導員	C3	×	×	×	×	△2	△2	○	○	○	○	○	○	○	○
公認 4 級指導員	C4	×	×	△1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公認 5 級指導員	C5	×	△1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公認資格認定員	M1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△ 1 : M1（公認資格認定員）の管理のもと講師・検定を務めることができる。

△ 2 : C5 の管理のもと講師・検定を務めることができる。

△ 3 : アシスタントを務めることができる。

審査・審判 別表 2

内容		大会 1		大会 2	大会 3
認定資格					
名称	略号	審査	審判	審査	審査
公認 1 級指導員	C1	×	×	×	×
公認 2 級指導員	C2	×	×	×	×
公認 3 級指導員	C3	×	×	×	○
公認 4 級指導員	C4	×	○	○	○
公認 5 級指導員	C5	○	○	○	○

大会 1 : バトントワーリング全国大会

大会 2 : 全日本バトントワーリング選手権大会

大会 3 : 全国共通規定演技

研修科目 別表3

項目	種別	講座	講座内容
公認1級指導員（C1）			
技能資格	技術	技能資格 指導法基礎	▶ 技能資格指導の基礎(プレトワール含む)
技能資格	技術	技能資格 指導法1	技能資格グレード1（G1）の指導法
技能資格	技術	技能資格 指導法2	技能資格グレード2（G2）の指導法
技能資格	技術	技能資格 指導法3	技能資格グレード3（G3）の指導法
技能資格	技術	技能資格 指導法4	技能資格グレード4（G4）の指導法（前半）
技能資格	技術	技能資格 指導法5	技能資格グレード4（G4）の指導法（後半）
指導員資格	技術	指導員資格 技術基礎	▶ バントワーリング技術の基礎
指導理念	理念	指導者の心得	▶ 指導の倫理と責任（全講座共通）
指導理念	理念	資格制度	▶ 現状の資格制度について（全講座共通）
公認2級指導員（C2）			
技能資格	技術	技能資格 指導法6	技能資格グレード5（G5）の指導法（前半）
技能資格	技術	技能資格 指導法7	技能資格グレード5（G5）の指導法（後半）
技能資格	技術	技能資格 指導法8	技能資格グレード6（G6）の指導法（前半）
技能資格	技術	技能資格 指導法9	技能資格グレード6（G6）の指導法（後半）
技能資格	検定	技能資格 検定基礎	▶ 技能資格検定の基礎
技能資格	検定	技能資格 検定基準1	技能資格グレード1・2・3 検定の基準
技能資格	検定	技能資格 検定基準2	技能資格グレード4・5・6 検定の基準
全国共通規定演技	技術	全国共通規定演技 指導法基礎	▶ 全国共通規定演技指導の基礎
全国共通規定演技	技術	全国共通規定演技 指導法1	全国共通規定演技入門・初級の指導法
全国共通規定演技	技術	全国共通規定演技 指導法2	全国共通規定演技中級・上級の指導法
全国共通規定演技	審査	全国共通規定演技 審査基礎	▶ 全国共通規定演技審査の基礎
指導員資格	技術	指導員資格 技術理論1	▶ バントワーリング技術の基礎理論
指導理念	理念	指導者の心得	▶ 指導の倫理と責任（全講座共通）
指導理念	理念	資格制度	▶ 現状の資格制度について（全講座共通）
公認3級指導員（C3）			
全国共通規定演技	審査	全国共通規定演技 審査理論	▶ 全国共通規定演技審査の理論
全国共通規定演技	審査	全国共通規定演技 審査基準1	全国共通規定演技入門審査の基準
全国共通規定演技	審査	全国共通規定演技 審査基準2	全国共通規定演技初級審査の基準
全国共通規定演技	審査	全国共通規定演技 審査基準3	全国共通規定演技中級審査の基準
全国共通規定演技	審査	全国共通規定演技 審査基準4	全国共通規定演技上級審査の基準
6種目競技	技術	6種目競技 指導法1	▶ 6種目競技の指導法
6種目競技	技術	6種目競技 指導法2	6種目競技の指導法
6種目競技	審査	6種目競技 審査基礎	▶ 6種目競技審査の基礎
全国大会競技	技術	全国大会競技 技術理論1	▶ バントワーリングの構成と演出
全国大会競技	技術	全国大会競技 技術理論2	演技創作の実践と検証
全国大会競技	技術	全国大会競技 技術理論3	演技創作の実践と検証
指導員資格	技術	指導員資格 指導法1	指導員資格コーチ1の指導法
指導員資格	検定	指導員資格 検定基準1	▶ 指導員資格コーチ1の検定基準
指導理念	理念	指導者の心得	▶ 指導の倫理と責任（全講座共通）
指導理念	理念	資格制度	▶ 現状の資格制度について（全講座共通）
公認4級指導員（C4）			
6種目競技	審査	6種目競技 審査理論1	▶ 6種目競技審査の理論
6種目競技	審査	6種目競技 審査理論2	6種目競技審査の理論
6種目競技	審査	6種目競技 審査基準1	6種目競技ソロトワール・トゥーバトン審査の基準
6種目競技	審査	6種目競技 審査基準2	6種目競技スリーバトン・ペア審査の基準
6種目競技	審査	6種目競技 審査基準3	6種目競技ソロストラット・ダンストワール審査の基準
全国大会競技	技術	全国大会競技 技術理論4	▶ 全国大会競技のフロアデザイン
全国大会競技	技術	全国大会競技 技術理論5	ディスカッション形式で構成と演出の多様な意見に触れる
指導員資格	技術	指導員資格 指導法2	指導員資格コーチ2の指導法
指導員資格	技術	指導員資格 指導法3	指導員資格コーチ3の指導法
指導員資格	検定	指導員資格 検定基準2	▶ 指導員資格コーチ2、3の検定基準
指導員資格	検定	指導員資格 検定基準3	指導員資格コーチ2、3の検定基準
指導理念	理念	指導者の心得	▶ 指導の倫理と責任（全講座共通）
指導理念	理念	資格制度	▶ 現状の資格制度について（全講座共通）
公認5級指導員（C5）			
指導員資格	審査	全国大会競技 審査基準	▶ 全国大会審査基準（BOX5）
指導員資格	技術	指導員資格 技術理論2	指導員資格全講座を対象の技術理論
指導員資格	技術	指導員資格 技術理論3	ディスカッション形式で技術の多様な意見に触れる
指導員資格	技術	指導員資格 指導法4	指導員資格コーチ4の指導法
指導員資格	技術	指導員資格 指導法5	指導員資格全講座を対象の指導法
指導員資格	技術	指導員資格 指導法6	ディスカッション形式で指導の多様な意見に触れる
指導員資格	検定	指導員資格 検定基準4	指導員資格コーチ4の検定基準
指導員資格	検定	指導員資格 検定基準5	指導員資格コーチ4の検定基準
指導員資格	検定	指導員資格 検定基準6	指導員資格全講座を対象の検定基準
指導理念	理念	指導者の心得	▶ 指導の倫理と責任（全講座共通）
指導理念	理念	資格制度	▶ 現状の資格制度について（全講座共通）

▶：オンデマンド研修の科目です。その他の科目はすべて集合研修となります。

試験科目 別表 4

科目	内容
公認 1 級指導員 (C1)	
筆記試験	指導者の心得・技術理論より出題
実技検定	技能資格 G1～4 レベル
公認 2 級指導員 (C2)	
筆記試験	指導者の心得・技術理論より出題・全国共通規定審査基礎
実技検定	技能資格 G5～6 レベル
検定員試験	G1～6 検定基準
指導法検定	指導法 単品 (G1～3 レベル・G4～6 レベル)
公認 3 級指導員 (C3)	
筆記試験	全国共通規定演技審査理論・全国共通規定演技審査基準
実技検定	創作
検定員試験	C1 検定基準
指導法検定	指導法 コンビネーション
公認 4 級指導員 (C4)	
筆記試験	6 種目審査理論・全国大会技術理論
検定員試験	C2、C3 検定基準
専門試験	6 種目審査基準に応じた動画審査試験 (1 種目 30 分)
公認 5 級指導員 (C5)	
筆記試験	全国大会審査理論・全国大会審査基準・指導員資格全般
検定員試験	検定基準 (G1～6、C1～4)
専門試験	行動規範・指導者としての考え

G7(技能資格グレード7)取得者は、C1(公認1級指導員)の実技検定試験を免除とする。

検定料・認定料 別表 5

	種 類	検定料	認定料
1	公認 1 級指導員 (C1)	2,000 円	3,000 円
2	公認 2 級指導員 (C2)	3,000 円	5,000 円
3	公認 3 級指導員 (C3)	5,000 円	10,000 円
4	公認 4 級指導員 (C4)	10,000 円	20,000 円
5	公認 5 級指導員 (C5)	15,000 円	30,000 円